

入館料等の減免について

[入館料減免]

教育機関が校外学習等で博物館を利用される際には、引率者を含め入館料の減免措置を受けられます。来館予定日の1週間前までに【敦賀市立博物館入館料・使用料減免申請書】を提出してください。

■注意事項

1. 校外学習等でご利用される場合は、事前に人数や内容等をご連絡ください。
2. 隣接するみなとつるが山車会館と併せてご利用される場合は、その旨もお伝えください。みなとつるが山車会館でも減免申請書の提出が必要になります。

[施設使用料減免]

敦賀市立博物館設置及び管理に関する条例や敦賀市施設使用料等の統一減免基準等に基づき、以下の団体は減免措置を受けることができます。

統一減免基準

	基準項目	団体例	使用料等
1号	市、教育委員会が主催、共催及び委託する事業に使用する場合（後援は除く。）	市 教育委員会 敦賀美方消防組合 嶺南広域行政組合	免除
2号	市内の小・中学校、高等学校、大学、幼稚園及び保育園が実施する事業に使用する場合 （使用目的、回数について制限あり。）		免除
3号	市内の青少年健全育成を目的とする団体が、児童生徒を対象とした活動に使用する場合 （使用目的、回数について制限あり。）	スポーツ少年団 子ども会 青少年健全育成敦賀市民会議 海洋少年団 ボーイ・ガールスカウト	免除
4号	市内の公共的団体（各組織の上部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	区長連合会 体育協会 文化協会 身体障害者福祉連合会 老人クラブ連合会 PTA連合会	8割減免
5号	市内の公共的団体（各組織の下部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	地区区長会 体育協会加盟団体・地区体協 文化協会加盟団体 単位（地区）老人クラブ 各PTA	5割減免

また、敦賀市立博物館では、上記のほか、次のいずれかに該当する場合も減免措置を受けることができます。

- 1 歴史文化学術に関する研修・学習を目的とした団体が、歴史文化学術に関する講義、講座等で、一般の入館者も聴講の対象とする場合。→全額免除
- 2 市民主体の団体が、文化学術振興・地域振興・観光振興に寄与することを目的とする行事で使用する場合。→全額免除

※博物館のご利用をご検討中の団体の方は、事前に博物館までご連絡ください。

問合せ先：敦賀市立博物館 TEL：0770-25-7033 メール：museum@ton21.ne.jp

敦賀市教育委員会 殿

住 所
申請者 団体名
責任者氏名

敦賀市立博物館入館料・使用料減免申請書

敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、入館料・使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

記

入館・使用 年月日	年 月 日(使用時間 時 分から 時 分まで)
入館・使用 の種別	博物館入館
	施設使用 (地下室(西・東) ・ 3階講堂)
入館・使用の目的	
減免を必要とする理由	
入館・使用予定 人数	人(内訳 <u>一般</u> 人 <u>小中高校生</u> 人 <u>未就学児</u> 人)
備 考	